



土地や建物の利用状況を変更したときは届出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での ▲詳細手続きが必要です。変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へご連絡ください。



土地の利用状況を変更したとき

利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

- (例) ・住宅を解体して駐車場などにした
- ・山林を伐採して太陽光発電設備を設置した

建物を新築・増築したとき

家屋調査が済んでいない人は、早めに税務徴収課資産税Gまでご連絡ください。

※居宅・物置・車庫・店舗・作業所など、面積の大小に関わらずすべての建物が対象です。

建物を取り壊したとき

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

未登記建物を所有者に変更したとき

相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続や売買による変更は、相続関係が分かる書類の写し、売買契約書の写しなどを添付してください。

※提出書類は税務徴収課、各支所、市ホームページにあります。

- ▶提出期限：12月25日(金)
- ▶提出先：税務徴収課または各支所

問 税務徴収課 資産税G ☎52-1111 内線249



子どもやパートナーとの関わり方で悩む人のための相談窓口

「毎日子育てに追われてイライラしてしまう」「パートナーからの言葉や暴力が怖くてたまらない」そんな心の悩みを抱えていませんか？

11月は「児童虐待防止推進月間(オレンジリボン運動)」と「女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボン運動)」の期間です。ちょっとした悩みでも1人で抱え込まず、気軽に相談してください。

Q. 虐待か確信が持てないのに連絡してもいいの？

A. はい、大丈夫です。間違っても責任を問われることはありません。

Q. 相談したことが相手にバレてしまいませんか？

A. 相談者の名前や内容は固く守られます。相手に知られることは絶対にありませんので、ご安心ください。



▲市の取り組み



▲内閣府男女共同参画局



▲こども家庭庁

問 お子さん・子育てに関するお悩み

児童相談所 相談専用ダイヤル ☎0120-189-783

児童相談所 虐待対応ダイヤル ☎189

こどもセンター ☎55-8873

パートナーからの暴力・性暴力に関するお悩み

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ☎#8891

DV相談ナビ ☎#8008

市民課 市民G ☎52-1111 内線102



11月22日の休日窓口はマイナンバーカードの手続きを休止します

11月22日(日)の休日窓口では、システムメンテナンスのため、マイナンバーカードに関するすべての手続きができません。

▶休止する手続き：マイナンバーカードの受け取り、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定・ロック解除など

▶可能な手続き：住民票・戸籍などの証明書の発行、パスポートの受け取り

問 市民課 市民G ☎52-1111 内線102